



再 弁 明 書 (副本)

平 30 拠整第 69 号
平成 30 年 5 月 2 日

審査庁（総務課長）様

岩国市長 福 田 良 彦



審査請求人が平成 30 年 4 月 10 日付けで提出した審請情第 49 号（平成 30 年 1 月 25 日付け平 29 拠整第 423 号公文書非開示決定）に係る反論書について、次のとおり再弁明します。

1 反論に対する弁明

- (1) 協定等の締結は議会の承認が必要であり、行政の権限濫用であるとの主張について
- ア 審査請求人は、反論書第 1 (1)において、協定や契約などを外部機関と締結する行為は、行政が単独で出来るものではなく、議会の承認が必要であり、行政の権限濫用である旨を主張する。
- イ 議会の議決を要する契約の締結について、地方自治法第 96 条第 5 項は「その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。」と定め、地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項において、その種類は「工事又は製造の請負」に限定されており、現地実施協定の締結に議会の議決を必要とするものではない。（証拠書類(1)、(2)）

本来、契約の締結は、市長の執行権の範囲に属するものであって、議会の議決を必要とするのは、地方自治法に基づき条例で定められた場合に該当するものであり、審査請求人が主張する「行政の権限濫用」には当たらない。

ウ なお、現地実施協定の締結について議会の議決は必要としないものの、本市では現地実施協定の締結日である平成 29 年 10 月 20 日に市議会議員に対し締結の報告を行うとともに、報道機関に対しても公表している。

(2) 行政の適正な執行に重大な問題があるとの主張について

- ア 審査請求人は、反論書第 1 (2)において、「愛宕スポーツコンプレックス共同使用に伴う現地実施協定の概要」（以下「概要版」という。）を用いて、管理条例を制定し都市公園として市民の利用に供していることは、行政の適正な執行の観点から重大な問題がある旨を主張する。
- イ 概要版については、弁明書 4 (5)イで述べたとおりであり、本件文書が公表できない状況の中、議会において概要版を提示し、審議、議決という適正な手続を経た上で、愛宕スポーツコンプレックス管理条例等を制定し、都市公園として市民利用に供しているものであるため、審査請求人の「重大な問題がある」という指摘は当てはまらない。

(3) 条例第7条第6号の解釈の誤りであるとの主張について

ア 審査請求人は、反論書第2(3)において、本件のような都市公園の共同使用という一般事務にまで第7条第6号柱書きを適用することは、条例解釈の明らかな誤りである旨を主張する。

また、条例第7条第6号イは、契約や争訟などにおいて事前に関連情報を開示することにより、当事者を不利な状況に追い込む場合を想定したもので、本件文書のようにすでに確定した情報は該当しない旨を主張する。

イ 愛宕スポーツコンプレックスは、住民の福祉増進を目的とする公の施設（都市公園）であり、その設置及び管理に関する情報は、まさに条例第7条第6号柱書きに規定する、本市が行う事務又は事業に関する情報に該当する。（証拠書類(3)）

ウ その上で、本件文書を現地実施協定に反し、当事者の合意がないまま開示し、一時使用許可が取り消された場合、住民の福祉増進を目的とする公の施設の設置及び管理という、本市の事務及び事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすことは明らかであり、条例第7条第6号柱書きを非開示の理由とすることは適正である。

エ また、愛宕スポーツコンプレックスの共同使用にかかる現地実施協定の締結及び更新に当たっては、その利用条件や管理運営等の具体的な取扱いについて、米軍や国と協議及び交渉を重ね合意に至るものであり、本市と国及び米軍との契約及び交渉に係る事務は、まさに条例第7条第6号イに規定する、契約及び交渉に関する事務である。（証拠書類(3)）

オ その上で、本件文書を現地実施協定に反し、当事者の合意がないまま開示した場合、本市が今後予定する愛宕スポーツコンプレックスを構成する陸上競技場エリアの共同使用に伴う現地実施協定の締結及び現在締結している現地実施協定の更新又は改定に著しい支障を及ぼし、当該契約又は交渉に係る事務に関し、本市の当事者としての地位を不当に害することは明らかである。

さらに、国における在日米軍施設及び区域の共同使用に係る事務に支障を来たすおそれがあり、条例第7条第6号イを非開示の理由とすることは適正である。

2 証拠書類等の表示

- (1) 地方自治法第96条抜粋（別紙1）
- (2) 地方自治法施行令第121条の2及び別表第3抜粋（別紙2）
- (3) 情報公開の手引（平成25年1月岩国市）条例第7条第6号抜粋（別紙3）